

お薬手帳と マイナンバーカード



一般社団法人
岡山県薬剤師会
Okayama Pharmaceutical Association

IT特別委員会 岡野泰子

01 お薬手帳とは？

お薬手帳は、ご自身で持ち歩くMyカルテです。病院や薬局で調剤されたお薬の品名の継続的な記録はもちろんのこと、**市販薬**や**健康食品**、**サプリメント**の使用情報や、**予防接種**、**受けた検査**などのメモを**することで有効に活用**できます。服用後の体調変化を医療者と共有することで、飲み合わせの確認や副作用やアレルギーの早期対応にもつながります。

TOPIC

お薬手帳は紙の冊子から電子お薬手帳（スマートフォンアプリ）へ移行期です。両方使用もできます。使いやすい方をご活用ください。まずはかかりつけ薬局へご相談ください。



Point!

お薬手帳の内容は病院・診療所・薬局の利用の都度確認することでその時により安心安全なお薬を調剤することができます。

02 マイナンバーカードの 医療機関での活用は？

1. 医療機関や薬局の窓口の受付で顔認証付きカードリーダーに**スツと置いて、ピツと本人確認**
2. 医療機関や薬局で診療・薬剤情報※や特定健診情報等の**提供に同意**をするとデータを活用したよりよい医療がうけられる！
3. 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払いが免除**される

※診療・薬剤情報は過去3年分のデータを見ることができますが、当月分は参照できません。



Point!

薬剤情報には病院内で受けた処方内容や**注射情報**なども含まれます。お薬手帳と併せて活用しましょう！

お薬手帳と マイナンバーカード



一般社団法人
岡山県薬剤師会
Okayama Pharmaceutical Association

IT特別委員会 岡野泰子

03 活用のコツは！？

お薬手帳

自身の治療や健康づくりの日記帳であり連絡帳。市販薬などのセルフメディケーションを含め、よりよい健康づくりに活用。ずっと長く使います。

マイナンバーカード

公的医療保険を効率的に活用するためのキーとなる。
マイナポータルとの連動で自身でも薬剤情報や医療費情報にもアクセス



Point! 災害時に

災害時に自身の服用しているお薬情報を活用することができます。避難先でも特例としてマイナンバーカード無しでも同意すればお薬の情報を閲覧できます。※特例には範囲と期間が設定されます。

アレルギーや副作用歴の更新など、年に1回はお薬情報の整理とまとめを行いましょ。その際にはかかりつけ薬局・薬剤師にご相談ください。